

2023年6月10日

～毎月10日は人権を考える日～

求められる企業の人権への対応

近年、企業の経済活動は地球規模となって、我が国も海外進出する企業が増え、企業活動が世界的に拡大してきました。海外に事務所や工場をもつ企業は増加し、多くの日本国籍を有する方が海外で働いています。その中で、一部の企業ではとにかく業績を上げるため自社の利潤追求のみが優先され、倫理観、法令遵守、サプライチェーン等における人権が軽視されるなど、様々な社会問題が表面化しました。特に1990年代以降、我が国のみならず先進国のグローバル企業が途上国で事業展開をする際に、強制労働・児童労働・環境破壊など現地で大きな問題を引き起こす事例が多く報道されました。読者の皆様の中にもこのような報道をご覧になった方がいらっしゃると思います。このような事態を受け、私たち消費者をはじめ、労働者、関連企業、取引先、地域社会などの利害関係者から、人権尊重をはじめとする問題に企業が真剣に取り組むことが求められるようになりました。

こうした流れを受けて、国連では平成10年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」平成23年「OECD多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則は、

- 1 人権を保護する国家の義務
- 2 人権を尊重する企業の責任
- 3 救済へのアクセス

の3つを柱とし、国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重の取組を促すものとなっています。これを受けて政府は令和4年「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

なぜ企業が取り組まなければならないのか

- 1 商品等の差別的要素や欠陥による販売停止・事業撤退

商品や広告表現における差別的な要素が批判される場合や、製品の欠陥が事故を招く場合、企業は公式な謝罪、被害者への補償を含めた真摯な対応、場合によっては商品の販売停止やリコール等も必要になります。

- 2 従業員離反による業務停滞・事業停止

労働条件の改善を訴えて従業員が集団で業務を拒否するストライキが、事業に大きな打撃を与え、それがメディアに取り上げられることで消費者や顧客、取引先に悪影響を与え、企業の評判が悪くなるリスクにつながります。

人権侵害に関連する不祥事が発生した企業に対して、企業や政府、地方公共団体などが取引を停止したり、環境や人権を考慮する企業が、その基準を満たさない関連企業との取引を停止したりすることも考えられます。

- 3 不買運動や罰金、損害賠償請求

企業に関して人権侵害事案はSNS等を通じて拡散されることもあり、最悪のケースとしては不買運動に発展する可能性もあります。プライバシー関連の規制違反等により、企業が日本国内や海外拠点において、多額の罰金を科されるケースもあります。ハラスメントや長時間労働の強要、製品事故等に関して提訴され、損害賠償、慰謝料の支払が命じられることがあります。また訴訟費用も発生します。最近、高額の判例もみられ、このような費用が発生すれば企業にとって大きな負担です。

- 4 優秀な人材が確保できない

労働条件・待遇や性別・国籍等に基づく差別的選考、悪評は、優秀な人材獲得が難しくなり、結果、企業の開発力、技術力、競争力が低下していきます。

- 5 企業価値の低下

人権侵害の事案が頻繁であったり、長期化したりする場合は、企業イメージに悪影響を及ぼし続けます。ひいては企業としてのブランド価値が毀損されていきます。企業のブランド価値の低下は、顧客離れにとどまらず社員の離職、取引停止、上場企業の場合は株価下落など多くの弊害を生み、企業業績に多大なダメージを与えます。

人権侵害の多くは、経営陣や従業員の人権に関する知識・理解不足が原因で起こるケースがほとんどです。企業は社会的責任を果たすためにも新たな人権課題も含めた教育・研修プログラムを提供していく必要があります。これまで上げたリスクを回避することも重要ですが、そのためにだけ取り組むのではなく、人権尊重を目的として取り組んでいくという姿勢が求められています。

西条市人権擁護課と西条市人権教育協議会企業部会では6月23日（金）13時30分より西条市役所で講座を開催いたします。お問い合わせは西条市人権擁護課 Tel.0897-52-1460（直通）までお気軽にどうぞ。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課